

益子町中小企業振興資金融資制度のご案内

令和6年7月1日時点

区 分	運 転 資 金	設 備 資 金	起 業 資 金(新設)
資金使途	事業に必要な原材料及び商品等の仕入資金、外注費、従業員の給料及びその他経費の支払等	事業に必要な機械、設備の購入資金、店舗や工場等の新築や改修に係る資金等の長期的かつ固定的な資金 ※以下の①～③は対象外 ①3ナンバー、5ナンバー及び7ナンバーの車両 （一般乗用旅客運送業者や福祉事業者が、事業での利用を目的とし、車体に企業名又は屋号を記入した車両を購入する場合を除く。） ②投機・転売を目的とした不動産及び設備の取得費用 ③町外に設置する設備に対する費用	運転資金及び設備資金の使途に準ずる
対象者	町内の中小企業者(1年以上の事業歴があり、町税を完納していること)		町特定創業支援等事業を受けた起業家
融資限度額	1,500万円 (両方借りる場合には合計1,500万円を限度)		500万円
融資期間	7年以内 (うち6カ月以内据置期間あり)	10年以内 (うち1年以内据置期間あり)	5年以内 (うち1年以内据置期間あり)
利率	3年以内 年利1.3% 5年以内 年利1.5% 7年以内 年利1.7%	3年以内 年利1.3% 5年以内 年利1.5% 7年以内 年利1.7% 10年以内 年利1.9%	3年以内 年利1.3% 5年以内 年利1.5%
	※令和6年度中に融資を決定し、実行した方の利子を補助 ・設備資金 ・運転資金(令和6年度中に支払った利子) ・起業資金 } 0.4%分補助 + 商工会員はさらに 0.4%分補助		
担保や保証人	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる		
信用保証料補助制度	本制度を利用した方が保証協会に支払った信用保証料の1/2を補助		信用保証料の全額を補助
取扱金融機関	足利銀行益子支店 【電話 72-2131】 栃木銀行益子支店 【電話 72-7411】 真岡信用組合益子支店 【電話 72-3221】 真岡信用組合七井支店 【電話 72-2503】		

お問い合わせ

益子町観光商工課商工係【電話72-8845】 益子町商工会【電話72-2398】